

清須市一般廃棄物処理基本計画

平成18年4月策定
(平成23年4月改訂)
(平成26年4月改訂)
(平成28年4月改訂)
(平成29年4月改訂)
(平成31年4月改訂)
(令和2年3月改訂)
(令和7年3月改訂)

愛知県清須市

目 次

1. はじめに	1
2. 清須市の概要	2
(1) 位置	
(2) 人口・世帯数	
3. 一般廃棄物処理・処分の現状	3
(1) ごみ処理	
(2) 生活排水処理	
4. ごみ処理基本計画	4 ～ 10
(1) 基本方針	
(2) 目標年次	
(3) 収集人口	
(4) ごみ処理計画	
(5) 家庭系ごみ・資源排出量の将来予測	
(6) 資源化・減量化の基本方針	
(7) 収集・運搬計画	
(8) 中間処理計画	
(9) 最終処分計画	
(10) その他	
5. 生活排水処理基本計画	11 ～ 15
(1) 基本計画	
(2) 目標年次	
(3) 生活排水の排出の状況	
(4) 生活排水の処理計画	
(5) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
(6) その他	
参考：地域指定資源回収場所	16 ～ 21

1. はじめに

一般廃棄物処理基本計画とは、市が長期的・総合的視点から、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものである。「清須市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針を継承しつつ、近年の廃棄物処理に関する法制度や社会情勢の変化、国際的な動向を踏まえた新たな計画と目標に改定する。

本市では、ごみ減量と資源循環を推進するため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの4R運動の取り組みを進めてきたが、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月）の施行により、さらなる廃棄物削減と循環型社会の構築が求められている。

また、国際的なSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが加速する中、本市の実情である人口減少や4ヶ年度のごみ処理量実績の推移を踏まえつつ、持続可能な地域社会を目指す必要がある。

これまでの計画において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする目標を達成したことから新たに450gへの削減を目指し、令和8年度からプラスチック資源の収集を行うことで、さらなるごみ減量を推進する。

また、生活排水については、県が定めた「全県域污水適正処理構想」により、清らかな川や海を次世代に引継ぐことを目的に、下水道事業が進められ平成25年度より一部が供用開始されているところではあるが、整備の完了及び浄化槽からの完全切替えまでには、更なる時間を要するため、その間生活排水対策として適正な浄化槽維持管理を積極的に進めていく。

２． 清須市の概要

(1) 位置

清須市は、愛知県西部、尾張平野部のほぼ中央に位置し、南部・東部は名古屋市に隣接している。また、北部は北名古屋市、稲沢市及び一宮市に接し、西部はあま市に接している。

総面積は、1, 732 h a で、東西約5. 5 k m、南北約8. 0 k mの広がりを持ち、愛知県の面積の0. 34%にあたる。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔10 m未満となっている。また、庄内川のほかに、新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができる。

交通は広域の利便性に恵まれ、ＪＲ東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第2環状自動車、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号、国道302号などの交通網により周辺都市との連携が図られている。

(2) 人口・世帯数

本市の人口は、令和6年(4月1日時点)で人口は68, 686人、世帯数は30, 792世帯となっており、令和元年同月と比較すると人口は343人減少、世帯数は1, 514世帯増加している。世帯数は、市内に立地する企業の大規模な社宅の建設、区画整理事業の完了等によって増加したものと考えられる。しかし、総人口や世帯数当たりの人口は減少しており、核家族化が進行しているものと思われる。

総人口及び世帯数の推移は下表のとおりである。

総人口及び世帯数の推移（4月1日時点）

	平成26年度	令和元年度	令和6年度
総人口	66,245 人	69,029 人	68,686 人
世帯	26,814 世帯	29,278 世帯	30,792 世帯
1世帯当たり人口	2.47 人	2.36 人	2.23 人

3. 一般廃棄物処理・処分の現状

(1) ごみ処理

ごみ処理については、市を美化するのみでなく、市民の日常生活を衛生的に快適な生活環境を守っていくうえで重要な事業である。

ごみの収集運搬については、市全域を民間業者に委託しており、5 分別収集①可燃ごみ（週 2 回）②不燃ごみ（月 2 回）③プラスチック製容器包装（週 1 回）④粗大ごみ（随時）⑤資源（空かん・空びん・古紙・古着、ペットボトル等）（月 1 回）を行っている。

③のプラスチック製容器包装については、令和 8 年度からプラスチック製品（プラスチックでできている製品）を含めたプラスチック資源となる。

収集方法については、①可燃ごみ、②不燃ごみ及び③プラスチック製容器包装はルート収集方式を採用。なお、マンション等については、一部ステーション方式を取り入れている。④粗大ごみは、随時、戸別収集方式を取り入れている。また、⑤資源については、全域所定の場所（一覧参照）へ搬出するステーション方式で行っている。

処分については、①可燃ごみは名古屋市に焼却処分委託、②不燃ごみ及び④粗大ごみは民間業者に委託、③プラスチック製容器包装及び⑤資源は、リサイクル業者に委託し再資源化している。また、本市内学校給食センターの食品残さにあっても資源としての再利用を図るため、平成 18 年 2 月から清須市、あま市の 2 市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理している。

資源化を推進してごみを減量する活動を進めるため、資源の回収を始め幾多の事業を推進している。しかし近年は民間業者の常設された資源ステーションが多数設置されており、市民の資源排出方法は多様化し、市における資源回収量は減少傾向である。

今後は、「4 R 運動」を推進し、市民一人ひとりの協力で分別を徹底することにより、ごみのスリム化を推進する。

(2) 生活排水処理

清須市のし尿処理体制は、収集委託業者によるし尿の収集と収集許可業者による浄化槽汚泥の収集を行い、清須市、あま市の 2 市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理している。

4. ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

国においては、平成3年に「廃棄物処理法」が抜本的に改正された。その主な改正内容は、①廃棄物の減量化・再生の推進、②廃棄物の適正処理の確保、③処理施設の確保の3点が主なねらいとなっている。

廃棄物のうち一般廃棄物については、市にその責任が課せられており、一般廃棄物を適正に処理するために、一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっている。このことから、廃棄物を適正に処理することは地域の生活環境を保全するうえで最も重要なことになっており、行政の責務として最重要課題となっている。

このために長期的な展望に立った基本計画を策定することとする。

清須市の一般廃棄物処理基本方針を次のように定め、ごみの適正処理に努めることとする。

『ごみの排出の抑制と自己処理の推進を図るとともに、ごみの4R運動を推進し再資源化及び収集方法の改善を行う。』

基本的施策

1. 資源化減量の推進

- ごみの4R運動の推進
- ごみ減量意識の啓発
- 集団収集の促進
- 資源収集ルートの確保
- ごみ収集方法の改善

2. 施設の整備

- 中間処理場・最終処分場の整備
- リサイクル拠点の整備

(2) 目標年次

この処理計画は、令和2年度から令和6年度の実績をもとに令和11年度までを目標年度とするが、今後の情勢の変化が生じた場合は、計画期間中に見直しを行う等、弾力的な対応を図るものとする。

(3) 収集人口

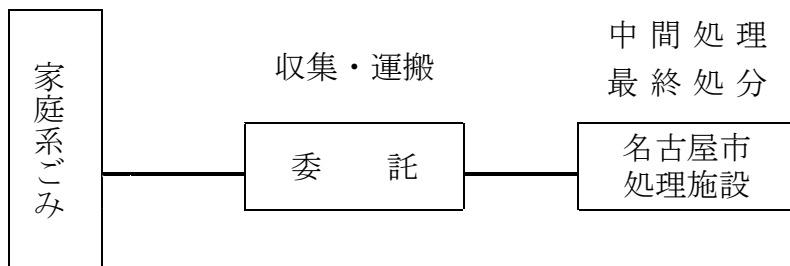
清須市の目標年度を令和11年度及びその時の人口約68,647人を対象とする。

(4) ごみ処理計画

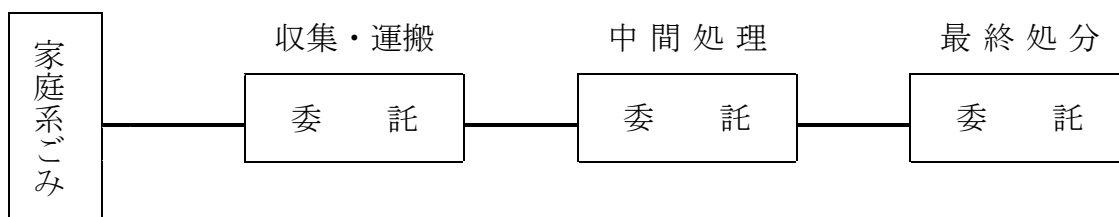
清須市の収集体系は、現在可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装・粗大ごみ・資源の5分別収集を行っており、引き続き行うものとする。

ごみ減量化をより一層推進するために、市民一人ひとりに徹底した分別を行うよう協力を求め、ごみの減量を図るとともに、適正な処理に努める。

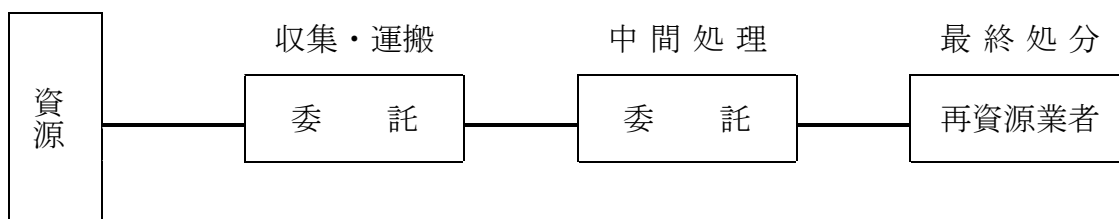
可燃ごみ



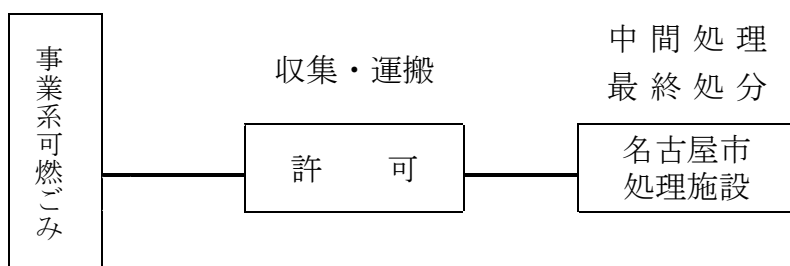
不燃ごみ（粗大ごみを含む）



資源（プラスチック製容器包装を含む）



事業系一般廃棄物



※事業系一般廃棄物は、許可業者により収集・運搬を行っている。

(5) 家庭系ごみ・資源排出量の将来予測

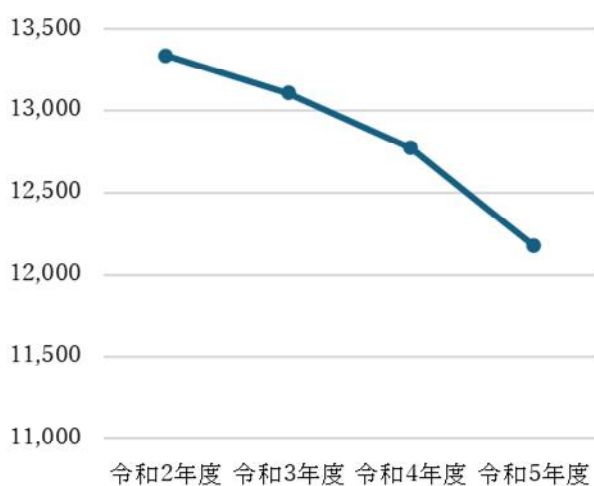
家庭系ごみとは本市の収集区分の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのことを指している。家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、令和2年度から減少傾向にある。将来見込み量は1人1日当たりの排出量の減少が予想されるなか、可燃ごみとして分類しているプラスチック製品について、令和8年度から資源化を目的とした収集を計画しており、さらなるごみの減量化を目指している。資源排出量は、民間企業による資源回収場所の増加により減少傾向にあり、この傾向が今後も続くと予想される。

ごみの排出量の実績と見込み量

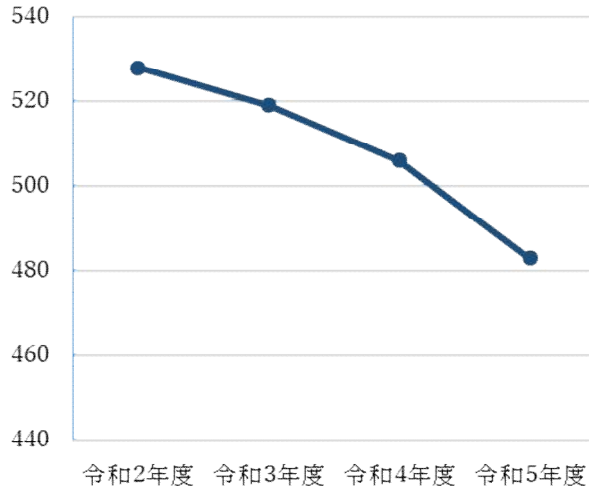
単位：t

	実績				見込み					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
可燃ごみ	12,438	12,285	12,032	11,475	11,793	10,797	10,732	10,712	10,693	10,673
不燃ごみ	597	537	484	454	476	391	390	389	389	388
粗大ごみ	303	284	253	250	250	217	217	216	216	215
計	13,338	13,106	12,769	12,179	12,519	11,405	11,339	11,317	11,298	11,276
総人口	69,209人	69,239人	69,133人	68,936人	68,686人	68,678人	68,671人	68,663人	68,655人	68,647人
1人1日当たりの排出量	528g	519g	506g	483g	499g	455g	452g	450g	451g	450g

ごみの排出量合計実績(t)



1人1日当たりの排出量実績(g)



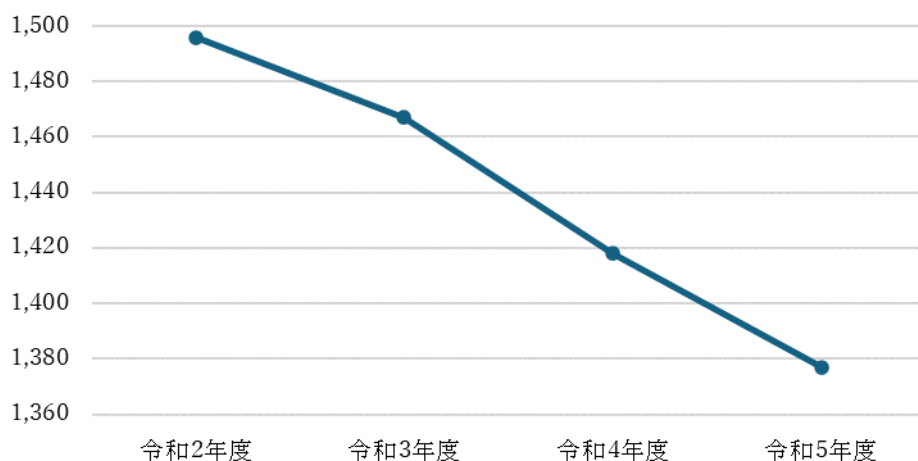
資源の排出量の実績と見込み量

単位：t

	実績				見込み					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資源	1,496	1,467	1,418	1,377	1,341	1,308	1,276	1,247	1,219	1,193

資源には、本市で資源として回収しているアルミ缶、スチール缶、ビン（透明、茶色、その他）、ペットボトル、牛乳パック、古紙、古布に加え、再資源化しているプラスチック製容器包装、乾電池、蛍光灯、使用済み小型家電、使用済み天ぷら油を含む。

資源排出量実績(t)



(6) 資源化・減量化の基本方針

1. 資源化・減量化の基本方針

ア. 資源・減量目標

清須市では、ごみを減量するため「ごみの4R運動」を推進する。4Rとは「R e f u s e（リフューズ）」発生源でごみを断つ、「R e d u c e（リデュース）」ごみとなるものを減量する、「R e u s e（リユース）」繰り返し使う、「R e c y c l e（リサイクル）」資源として再利用する、の頭文字「R」を取ったものである。このように「ごみになるものは買わない、持ち込まない、作らない」を基本に、一人ひとりがごみ減量行動を実践することで、令和11年度時点の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を450gにすることを目標とする。

今後も分別収集の推進により資源の回収、リサイクル活動を行うことにより、ごみの減量を図るとともに、必要に応じごみ減量施策や事業内容等について検討を行うものとする。

イ．減量対象品目

減量対象品目は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとする。

ウ．減量方法

清須市分別収集計画（第10期分）に基づき以下のように行う。

- ①市民、事業者に対して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの正しい出し方に関する教育啓発活動を積極的に進める。
- ②容器包装廃棄物排出の抑制を図るため、スーパーマーケット等に過剰包装の自粛、使い捨て商品の販売の抑制等を依頼する。
- ③リターナブル容器を用いた商品及び再生商品を選択することを啓発する。
- ④プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル化について、各種イベントを通して、その必要性についての認識を高める。
- ⑤ごみの減量化、ごみの正しい分別等に関する市内小学校4年生を対象とした環境学習出前講座を実施する。

2．市民・事業者・行政の役割と責務

ア．市民の役割と責務

市民の役割は、社会の一員として地域環境を保全することにある。具体的にはマイバッグの持参、過剰包装を断るなど、身近な範囲でごみ減量に努め、ごみを正しく分別してリサイクル推進に取り組む。これらの行動は市民がごみ排出者としてもつ責任の一部を示すものとする。

イ．事業者の役割と責務

事業者の役割は、経済活動を通じて社会・環境への配慮を実践することにある。具体的には、製品のライフサイクル全般で商品包装を簡素化し、リサイクル化や下取り体制等を充実させるなどごみの発生抑制を図る。これらは事業活動に伴って生じた廃棄物に対する排出者責任を果たす一部を示すものとする。

ウ．行政の役割と責務

行政の役割は、市民・事業者の環境意識を向上させ、ごみ減量・リサイクル活動を推進することにある。具体的には、環境教育や啓発活動の実施、リサイクル施設の確立、制度の構築などに取り組む。また、市民・事業者・行政が一体となってコミュニティ全体でのごみ減量施策を展開する。これらの取り組みは行政が果たすべき責務の一部である。

(7) 収集・運搬計画

ごみについて、委託業者により収集・運搬を行っているが、衛生的・効率的な収集・運搬体制の確立について、より一層の整備に努める。

(8) 中間処理計画

清須市における、中間処理施設は、全体的に土地が平坦で市街化が進み、市内で整備することが困難な状況のため、委託において中間処理を行っている。

ごみの再資源化や減量化を図り、埋立て対象物を少なくすることとする。

(9) 最終処分計画

前項でも示したように市内に最終処分場に適する場所は皆無に等しく、用地確保は極めて困難な状況のため現在は、委託において最終処分を行っている。

中間処理計画と同様にごみの再資源化や減量化を図り、埋立て対象物を少なくすることとする。

(10) その他

資源化・減量化について市の取り組みは次の通りである。より一層市民にPRを行うとともに、制度及び事業の充実・促進を図る。

1. 家庭用生ごみ処理機等購入補助金制度
2. 古紙、布及びアルミ缶回収報奨金交付制度
3. 資源ごみ分別収集事業報奨金制度

家庭用生ごみ処理機等購入補助金の補助実績と計画値

単位：件

	実績				計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
電動生ごみ処理機	21	21	19	26	22	22	22	22	22	22
生ごみ処理容器	10	12	6	3	7	7	7	7	7	7
ダンボールコンポストセット	6	12	9	6	9	9	9	9	9	9
ダンボールコンポスト基材	58	78	59	67	68	68	68	68	68	68
合計	95	123	93	102	106	106	106	106	106	106

古紙、布及びアルミ缶回収報奨金の対象物重量の実績と計画値

単位：kg

	実績				計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
古紙、布及びアルミ缶回収報奨金	562,627	527,196	497,056	445,960	400,745	447,920	408,898	373,276	340,756	311,070

資源ごみ分別収集事業報奨金の対象世帯数の実績と計画値

単位：世帯

	実績				計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資源ごみ分別収集事業報奨金	29,780	30,034	30,273	30,526	30,792	31,277	31,770	32,271	32,780	33,296

5. 生活排水処理基本計画

(1) 基本計画

1. 生活排水処理にかかる理念、目標

排水対策として都市下水路及び排水施設が整備され、一般排水は用悪水路に放流しているが、近年生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっている。

平成8年6月より愛知県で全県域污水適正処理構想を取りまとめている。これは、市街地や農山村地域を含めた県下全域の污水处理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的にしたものである。

本構想では、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、集落排水、合併処理浄化槽などといった污水处理施設について、その関係所管部局と調整し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定するもので、今後の基本構想の策定の指針となるものである。

このため、生活排水を適切に処理することは重要課題となっており、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに生活排水処理では、水質の改善を図る。

2. 生活排水の処理に関する基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、これらの生活排水処理施設を、逐次整備していくこととするが処理施設の整備に係る基本は、次のとおりとする。

ア. 浄化槽については、清掃、保守点検及び法定検査の啓発に努める。

イ. し尿及び浄化槽汚泥は、清須市、あま市の2市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理する。

ウ. 公共下水道については、平成25年3月から順次公共下水道の供用開始が始まっており、市全域での公共下水道の整備の推進に努める。

(2) 目標年次

令和7年度を初年度とし、目標年度を令和11年度とする5か年計画であるが、今後の情勢の変化が生じた場合は、計画期間中に見直しを行う等、弾力的な対応を図るものとする。

(3) 生活排水の排出の状況

生活排水の排出の状況は、下表のとおりであり、令和6年（3月31日時点）において、計画処理区域内人口68,686人のうち48,814人については、生活排水の適正処理がなされている。

生活排水の排出状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	69,133人	68,936人	68,686人
①生活雑排水処理人口	46,712人	48,365人	48,814人
(1)コミュニティ・プラント	0人	0人	0人
(2)合併処理浄化槽	25,313人	25,976人	25,415人
(3)下水道	21,399人	22,389人	23,399人
(4)農業集落排水施設	0人	0人	0人
②生活雑排水未処理人口	19,731人	18,103人	17,020人
③非水洗化人口	2,690人	2,468人	2,852人

(4) 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

基本計画に掲げた理念、目標を達成するために、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とするが、公共下水道が整備されるまでの間は各家庭にてできるだけ生活排水の水質の向上に努める。

ア. 生活排水の処理の目標

	令和6年度	令和11年度
生活排水処理率	71.1%	77.2%

イ. 人口の内訳

	令和6年度	令和11年度
1. 行政区域内人口	68,686人	68,749人
2. 計画処理区域内人口	68,546人	67,736人
3. 生活雑排水処理人口	48,814人	53,058人

令和11年度については推計値

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

	令和6年度	令和11年度
人口	68,686人	68,749人
① 生活雑排水処理人口	48,814人	53,058人
(1)コミュニティ・プラント	0人	0人
(2)合併処理浄化槽	25,415人	26,757人
(3)下水道	23,399人	26,301人
(4)農業集落排水施設	0人	0人
② 生活雑排水未処理人口	20,917人	12,775人
③ 非水洗化人口	2,852人	1,742人

令和11年度については推計値

(5) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. 現況

本市のし尿の収集・運搬については、業者に委託しており、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

また、本市のし尿及び浄化槽の汚泥については、清須市、あま市の2市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理している。

2. し尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測

処理量は、平成25年度より新川流域下水道(新川西部処理区)が供用開始され、汲み取り便所については3年以内に下水道に切り替える義務もあり、水洗化が進み、汲み取り便所し尿は減少している。一方、浄化槽汚泥は清掃費の補助制度が市民に周知され、一年に一度汲み取り清掃を行うことで増加している。

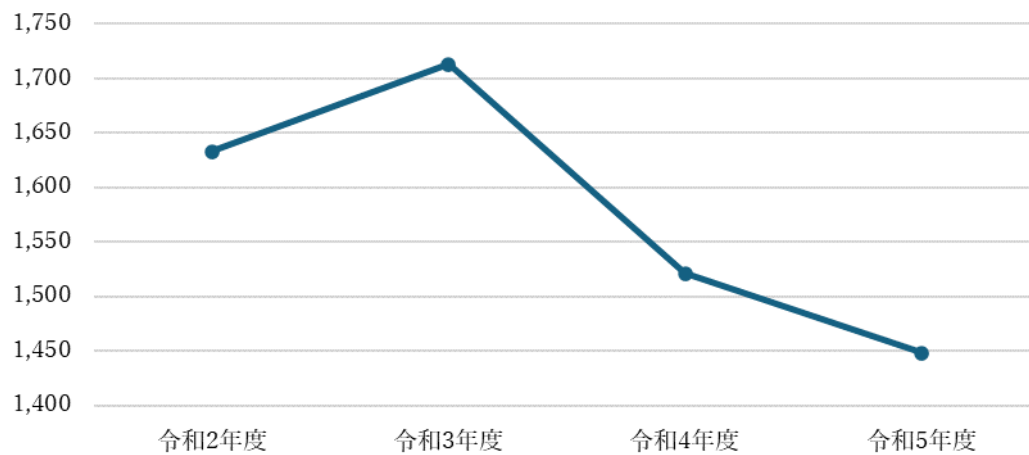
今後は下水道事業がさらに整備されていくことで、し尿、浄化槽汚泥の処理量は減少していくものと思われる。

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の実績と計画量

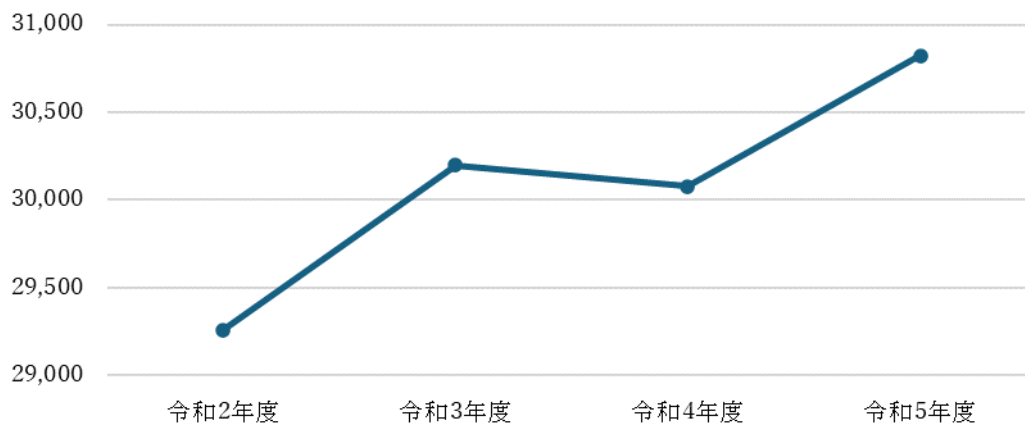
(単位 k l)

	実績				計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
汲み取りし尿	1,633	1,713	1,521	1,448	1,395	1,343	1,294	1,246	1,200	1,156
浄化槽汚泥	29,261	30,200	30,079	30,825	30,732	30,640	30,548	30,456	30,365	30,274

汲み取りし尿実績 (k L)



浄化槽汚泥実績 (k L)

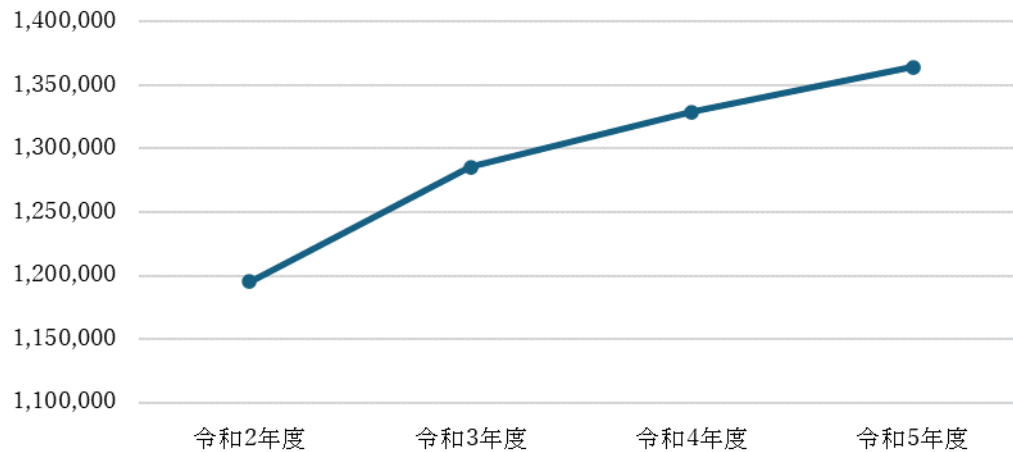


公共下水道処理水量の実績と計画量

(単位 m^3)

	実績				計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公共下水道処理水量	1,195,325	1,285,591	1,329,015	1,364,313	1,457,383	1,532,109	1,604,248	1,668,855	1,732,421	1,775,150

公共下水道処理水量実績 (m^3)



(6) その他

生活排水対策の必要性を始め、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査等広報やあらゆる機会を通じ、啓発活動を実施し市民に周知を図るものとする。

参考：地域指定資源回収場所（令和7年3月末時点）

	町内会	収集日	回収場所
①地区	朝日	毎月第1水曜日	清洲城北東遊歩道
			グランシャトー北
			巖島神社東
			朝日児童遊園南
			朝日実行組合倉庫東
			サンホームいの子横
	鍛冶屋町	毎月第2水曜日	セレモニー鳳凰殿南駐車場前
			喫茶ロング北東
			本成寺南
			大嶋公園北
	桑名町	毎月第2水曜日	一場弓町110番地前
			一場1454番地東
			桑名町ちびっ子広場前
			JR清洲駅前ロータリー東
			グランメゾン清洲横
	大津町	毎月第2水曜日	一場1364番地西駐車場
			㈱パロマ清洲工場南
			ファミリーマート清洲御園店南
			大阪屋前
			フォトスタジオMai北
			(株)ニチフ中部物流センター西
	伊勢町(JR北)	毎月第2水曜日	清洲中学校前交差点南東
	宮重町	毎月第1土曜日	生活改善センター前
	落合	毎月第1土曜日	春日落合378番地北駐車場前
	祢宜家	毎月第1土曜日	春日 上丑24番地5東
			豊田合成㈱落合寮北東
			祢宜家コミュニティーセンター前
			かすがタウン南
	蓮花寺	毎月第1土曜日	橋本屋葬祭会館駐車場東
			蓮花寺公会堂前
	分地	毎月第2土曜日	春日水道事業協同組合前(東出遊園東)
			分地公会堂
	新田	毎月第2土曜日	津島神社前
			西牧新田ふれあい広場南
			美容室WISH駐車場西
			新田児童遊園前
			ヘアサロンマコ東
	西牧	毎月第2土曜日	喫茶花水木南東
			春日屋敷28番地2東
			西牧新田ふれあいセンター前
	上之切	毎月第3土曜日	春日流31番地南
			春日社子地92番地北
			太閤工業南
			上之切遊園角
			春日八幡宮北
	中之切	毎月第4土曜日	渡辺菓子店前東
			春日八幡宮参拝者駐車場前
			春日富士塚133番地1東
			支留比亞珈琲春日店駐車場南
			中之切保育園東
			中京陸運㈱春日物流センター東
			春日神明31番地東
			中之切公会堂前
			春日神明95番地前
			ヤマモトハリステム東
	下之切	毎月第1土曜日	春日天神85番地東
			㈱ワールドケミカル技研来客者駐車場東側
			特別養護老人ホームペガサス西
	野田町	毎月第3土曜日	セイコー重機㈱南側
			春日野田町107番地東道路向かい角
			コーヒーハウスブルー西

②地区	伊勢町(JR南)	毎月第1水曜日	古城荘跡地西
			ワタナベオート客用駐車場東
	西市場一丁目	毎月第1水曜日	国道302号線側道(西市場二丁目交差点西)
			ライオンズガーデン清洲
	西市場二・三丁目	毎月第3水曜日	西市場二丁目送電線鉄塔西
	西市場四・五丁目	毎月第3水曜日	西市場公園東
	西市場住宅	毎月第3水曜日	西市場住宅児童遊園
	廻間	毎月第3水曜日	廻間第一公園西
			廻間第二公園南西
	永安寺	毎月第1水曜日	永安寺公園北西
	神明町	毎月第1水曜日	清洲公園南空地
	西清洲	毎月第3水曜日	新清洲駅北側ロータリー東
	土田	毎月第3水曜日	土田公園北
			高島公園南
			土田郷中切96番地東
			石清水八幡宮鳥居南
			新清洲駅西側踏切西
			ツツミ田公園
	上条	毎月第4水曜日	上条公園
			稲荷神社
			上条織部公民館東
			上条一丁目3番地15北
			アピエスⅠ 東
	土田住宅	毎月第3水曜日	県営清洲住宅ごみ置場
	新清洲一・二・三丁目	毎月第4水曜日	新清洲公園北
			新清洲児童遊園北
	新清洲四丁目	毎月第4水曜日	中部電力㈱清洲変電所南
			東海セルロイド㈱東
			新清洲四丁目集会所北
			新清洲四丁目3番地8東
	新清洲五・六丁目	毎月第4水曜日	丸川公園南

③地区	西町	毎月第4土曜日	本山公園西
	横町	毎月第4土曜日	本山公園東 横町公園南
	旗本	毎月第4土曜日	デイリーヤマザキ須ヶ口駅前店前 萩野公園入口
	西堀江 (津島線より南)	毎月第4土曜日	西堀江733番地東
			桃栄保育園南
			桃栄公園南
			スペクトル須ヶ口ごみ置場
	下堀江	毎月第4土曜日	大通公園南
	助七(JR北)	毎月第3水曜日	西堀江1926番地向かい 東山中公園前
	寺野(JR北)	毎月第3水曜日	東山中公園前 星の宮児童センター入口前
	阿原	毎月第3水曜日	星の宮児童センター入口前 阿原八幡神社北
	田中町(JR北)	毎月第1水曜日	(株)小川工業所資材置場西 高山運輸(株)第2駐車場南
	西田中・弁天	毎月第1土曜日	防災倉庫前

④地区	西堀江(津島線より北)	毎月第3水曜日	外町公園南西角
	外町	毎月第3水曜日	外町公園南西角
	寺野(JR南)	毎月第3水曜日	寺野公民館北
	鍋片	毎月第3水曜日	鍋片公民館北
	助七(JR南)	毎月第3水曜日	助七公園南
	豊町	毎月第4土曜日	新川福祉センター南市有地
	丸の内	毎月第1水曜日	丸の内公会堂前
			名鉄丸ノ内駅北(呉竹荘前)
	下本町	毎月第1水曜日	清洲2198番地1前
			名鉄本線ガード南
			下本町公民館前
	中本町	毎月第1水曜日	清洲2344番地東
			久證寺駐車場北西
	竹屋町	毎月第1水曜日	清洲2385番地14南
	上本町	毎月第1水曜日	クレセントラウエル北
			長者橋南東
	田中町(JR南)	毎月第1水曜日	御鍛神社前
			アルコ清洲北門前

⑤地区	郷一	毎月第2土曜日	西方寺南側道路東
	郷二	毎月第2土曜日	国道22号線高架下
	郷三	毎月第2土曜日	下新18東側道路
			片町6東側道路
			上新テニスコート北
	グランドメゾン	毎月第2土曜日	グランドメゾン小田井ごみ置場
	十軒町	毎月第2土曜日	十軒裏8番地5北
	新十軒	毎月第2土曜日	片町48番地西側駐車場北東角
			片町75番地西
	橋詰町	毎月第2土曜日	橋詰11番地7南
	北問屋町(県道東)	毎月第2土曜日	北問屋町公民館前
	砂入町	毎月第2土曜日	砂入ちびっ子広場前
	上砂入	毎月第4土曜日	ヤマナカ西枇杷フランチ館南側道路
			アンディコート前
			サンコート西枇杷島北東
	サンコート	毎月第4土曜日	サンコート西枇杷島ごみ置場
	大和	毎月第4土曜日	南大和ちびっ子広場前
	日の出東	毎月第2土曜日	第1コーポエビス前
	ジャルダン	毎月第2土曜日	ジャルダンびわじまごみ置場
	弁天町	毎月第4土曜日	弁天15番地駐車場西
	地領	毎月第4土曜日	地領公園東
	花咲町	毎月第4土曜日	花咲公園東
	古城二	毎月第4土曜日	枇杷島公園東
	城並一	毎月第4土曜日	枇杷島大和郵便局前
	城並二	毎月第4土曜日	古城小学校西
	城並三	毎月第4土曜日	六ノ条公園西
	宝マンション	毎月第4土曜日	宝マンション小田井ごみ置場

⑥地区	坂町	毎月第4水曜日	坂町公民館 THE PARK TOKINOTERRACEごみ置き場
	東町	毎月第4水曜日	土器野神明社北入口前
	中河原	毎月第4水曜日	中河原公民館前
	下河原	毎月第4水曜日	下河原八幡神社鳥居前
	問屋町(県道西)	毎月第2土曜日	橋詰神社南
	ネオハイツびわじま	毎月第2水曜日	ネオハイツびわじま敷地内
	北問屋町東・西(県道西)	毎月第2土曜日	北問屋町西部公民館前
	平和ビル	毎月第2土曜日	平和ビル北
	日の出西	毎月第2水曜日	二見46番地西 日の出29番地西
	池端 東六軒町 西六軒町 南六軒町	毎月第4水曜日	西六軒町公民館南 南六軒町25番地双葉ビニール西 東六軒町26番地7東 高照寺南いこいの広場前
	スカイレジデンス	毎月第4水曜日	スカイレジデンスごみ置場
	四軒家 北六軒町	毎月第2水曜日	笹子原駐車場南(西六軒78番地向かい側南東角)
	西川口	毎月第2水曜日	笹子原駐車場南(西六軒78番地向かい側南東角) 芳野町一丁目50番地東
	松原北部	毎月第2水曜日	ローソン清須二ツ杵駅前店南 西枇杷島老人福祉センター前
	トランシェ二ツ杵	毎月第2水曜日	トランシェ二ツ杵ごみ置場
	松原東部	毎月第4水曜日	アーリーバード南
	松原西部	毎月第4水曜日	びわじま整形外科南
	杵東	毎月第4水曜日	びわじま整形外科西駐車場前
	レジデンス松原	毎月第4水曜日	レジデンス松原ごみ置場
	杵西	毎月第4水曜日	杵西町集会所東
	北二ツ杵	毎月第2水曜日	芳野町二丁目50番地南 北二ツ杵町内会集会所東
	北二ツ杵住宅	毎月第2水曜日	二ツ杵住宅敷地内
	笹原町	毎月第2水曜日	芳野町一丁目25番地西
	旭町	毎月第2水曜日	椿久商店北
	富士岳	毎月第2水曜日	富士岳集会所前
	ラヴィエール芳野公園	毎月第2水曜日	ラヴィエール芳野公園ごみ置場
	三菱社宅	毎月第2水曜日	旭三丁目三菱枇杷島社宅ごみ置場 芝野新田三菱重工清須寮ごみ置場 芝野新田三菱重工清須社宅E棟東
	小場塚	毎月第2水曜日	宮前二丁目公民館前 ラドーニ西枇杷島前三角地
	養和町	毎月第2水曜日	サカエ理研工業(株)専用駐車場
	ユニーブル清須	毎月第2水曜日	ユニーブル清須ごみ置場
	県営宮前住宅	毎月第2水曜日	県営宮前住宅ごみ置場
	ラドーニ西枇杷島	毎月第2水曜日	ラドーニ西枇杷島ごみ置場
	ライオンズ枇杷島	毎月第2水曜日	ライオンズ枇杷島ごみ置場

参考：資源ステーション

名称	位置	利用時間
春日資源ステーション	清須市春日振形55番	毎週金曜日12時30分から16時30分 毎週土曜日9時から12時
清洲資源ステーション	清須市清洲一丁目6番地 1	毎日9時30分から16時30分
新川資源ステーション	清須市中河原10番地 (清須市新川防災センター内)	毎週金曜日9時から15時
西枇杷島資源ステーション	清須市西枇杷島町城並一丁目12番1	毎週土曜、日曜日9時から15時